

仕様書

1 業務名

山口市ずっと元気・PFS プロジェクトに係る業務委託（以下、「本業務」という。）

2 定義

本発注仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （１） 成果連動型民間委託契約方式（PFS : Pay For Success）（以下、「PFS」という。）とは、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の達成状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる新たな公民連携手法のことをいう。
- （２） サービスとは、本業務の受託者がヘルスケアや生活関連産業などの市内事業者等と連携し、高齢者を対象とした健康づくりや社会活動の参加につながる新たなプログラム提供のことをいう。

3 本業務の目的と概要

本業務は、高齢者の社会活動への参加促進に向け、市内ヘルスケア・生活関連産業における新たなサービス提供や既存サービスの付加価値向上を行うことで、地域経済の活性化や高齢者のQOL（Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ））の向上を目的とし、副次的に将来の介護給付費上昇の抑制を図る効果も期待できる取組を、PFSにより実施するものである。

また、取組にあたっては、本業務の受託者が目的を達成するためにサービスを提供する事業者（以下、「サービス事業者」という。）を選定し、事業の運営・管理等を行うものとする。受託者は、市内ヘルスケア・生活関連産業などの市内事業者等と連携しながら、適切にサービス提供を実施するよう運営管理を行うとともに、サービス事業者が本業務終了後にサービスを継続できるように取り組むものとし、本事業終了後も地域経済の活性化につながるよう努めることとする。

4 サービス参加対象者

山口市内在住者の内、要介護認定を受けていない原則 65 歳以上の者

5 履行期間

（１） 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 12 月 26 日までとする。

（２） 事業実施期間

本業務における事業実施期間は、事業開始から 5 年間（60 か月間）とし、各年度の事業

実施期間は以下のとおりとする。初年度のサービス開始日及び最終年度のサービス終了日については、協議の上決定する。

事業年度	期間
令和 7 年度（1 年目）	（協議の上決定）～令和 8 年 3 月 31 日
令和 8 年度（2 年目）	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
令和 9 年度（3 年目）	令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
令和 10 年度（4 年目）	令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
令和 11 年度（5 年目）	令和 11 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日
令和 12 年度（6 年目）	令和 12 年 4 月 1 日～（協議の上決定）

6 業務内容

受託者は PFS の仕組みを用いて、以下の業務を実施する。

なお、以下に挙げる業務について、第三者への再委託を禁ずる。

（1）「山口市ずっと元気・PFS プロジェクト」の企画

受託者は、「3 本業務の目的と概要」を達成するために必要な事業の企画を行う。事業実施に当たり、各年度に実施する具体的な内容及びスケジュールを市に示すものとする。

（2）サービス事業者の選定

受託者は、「3 本業務の目的と概要」に資する事業が実施可能なサービス事業者を集め、あらかじめ市に対しサービス事業者の選定結果を報告する。また、サービス事業者は、適宜追加・除外できるものとし、その場合は、随時サービス事業者一覧を修正の上、市に提出するものとする。

（3）サービス事業者の運営・管理

受託者は、選定したサービス事業者が適切にサービス提供を実施するよう運営管理を行う。サービス事業者が適切なサービス提供を実施していないと認められる場合には、当該事業者に対し、改善要請や除外など必要な対応を行うものとし、本事業終了後もサービス事業者においてサービス提供が継続できるように管理するものとする。

（4）参加者の登録、参加基本情報の収集

サービス事業者が提供するサービスの参加者について、募集及び申込受付を行い、基本情報（氏名、住所、連絡先、年齢、性別）の登録、収集を行うように努めること。なお、登録時には本事業における成果分析等のため、本事業の関係者に限って基本情報を使用する旨の同意をとること。

（5）参加者アンケートの実施

受託者は、「4 サービス参加対象者」に対してアンケート調査を行うものとする。アンケートの具体的な内容は、受託者から提案のあった「3 本業務の目的と概要」に資する内容とし、調査結果は分析を行い、より効果的なサービス提供につなげていくこととす

る。なお、アンケートを実施する前に内容をあらかじめ市に確認するものとする。

(6) 実施事業の報告

受託者は、サービス事業者による当該事業の実施状況をモニタリングし、定期的に市へ状況報告するものとする。報告内容は、提供したサービスの概要、参加者数、参加者属性、参加者アンケート調査の内容、アンケート分析結果、事業開催中の事故の有無等とし、市からの要請があった場合は、適宜状況を報告するものとする。

また、受託者は、市に対して、3月末時点の実績を基に毎年度の事業実施報告書を市が指定する期日までに提出するものとする。なお、令和12年度（事業年度6年目）については、5年間の事業実施報告書についても、市が指定する期日までに提出するものとする。

(7) サービス事業者への報酬の支払い

受託者は、サービス事業者に対して、サービス事業者との契約等に基づき、報酬の支払いを行うものとする。なお、サービス事業者への報酬の支払いに関しては、受託者の資金をもって充当し、市の費用負担は発生しない。

(8) 事業評価への協力

受託者は、市から本事業の分析・評価のために必要なデータの提出を求められた場合には、個人情報の取扱いに十分注意し対応するものとする。

(9) その他

サービス提供を行う場所は受託者で確保するものとする。

また、本業務に係る広報については、受託者が行うものとする。その他、個別の事業の集客に必要なものについては、受託者とサービス提供者が連携して行うこととし、チラシやホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、多くの対象者が関心をもつよう工夫する。市ウェブサイトや広報紙の掲載、受託者が作成したチラシの市施設への配架等が必要な場合は、事前に市の承認を得ることとする。

7 成果指標

成果指標は、本事業で提供されるサービスへの参加者（以下、「参加者」という。）数及び本事業で提供されるサービスへの継続的な参加者（以下、「継続参加者」という。）数とする。

8 成果報酬の支払い条件

(1) 本事業では、成果指標値の達成状況に連動して委託費等の支払いを行うため、参加者並びに継続参加者一人当たりの単価を設定の上、同単価にそれぞれの参加者数を乗じたものを毎年度の成果報酬とする。

(2) 地域経済の活性化の観点から、サービス提供した市内のサービス事業者（本店又は支店、営業所若しくはこれらに準ずる事務所を山口市内に有する事業者）の数により、以下のとおりの係数を成果報酬に乗じた額を支払うものとする。

事業年度	事業者の数	係数
令和7年度	5社以上	1.0
	5社未満	0.8
令和8年度以降	15社以上	1.0
	10社以上15社未満	0.8
	10社未満	0.5

9 その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正な個人情報の取扱いを行うこととする。

(2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。

(4) 調整及び協議事項

本業務の受託者は、業務実施にあたり、必要に応じて調整・協議を実施すること。

(5) 疑義に関する協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市担当者と協議することとする。